

令和5年第2回三重県議会定例会
予算決算常任委員会 総務地域連携交通分科会 説明資料

目 次

◎議案補充説明

1 議案第4号

令和5年度三重県一般会計補正予算（第2号）【地域連携・交通部関係】
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

◎所管事項

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告
について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和5年6月22日
地域連携・交通部

(議案補充説明)

1 議案第4号 令和5年度三重県一般会計補正予算(第2号)
【地域連携・交通部関係】について

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	補正後の予算額
第2款 総務費	8,425,730	413,243	8,838,973
合 計	8,425,730	413,243	8,838,973

令和5年度三重県一般会計補正予算(第2号) 項目一覧表

(単位:千円)

款 項 目	事 業 目	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
一般会計 (第2款) 総務費 (第6項) 地域振興費 (第4目) 交通政策費		8,425,730	413,243	8,838,973	
		8,425,730	413,243	8,838,973	
		5,199,352	413,243	5,612,595	
		1,033,067	413,243	1,446,310	
	鉄道活性化促進事業費				
	鉄道活性化促進事業費	5,628	10,359	15,987	関西本線の利用促進に向けた取組の活性化につなげるため、沿線地域と名古屋や大阪、奈良、滋賀等との間の移動実態や潜在的な需要についての調査を行うとともに、二次交通等の沿線地域が取り組むべき課題の整理を行うための経費の増
	生活交通活性化促進事業費				
	交通事業者燃料価格高騰等対策支援事業費	0	402,884	402,884	地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図るため、交通事業者に対し、電気料金や軽油等の価格高騰分や安定的な運行、デジタル化など利用回帰に係る費用を支援するための経費の増

(所管事項)

1 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
23	交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金	未定 (交通事業者)	未定 (未定)	燃料価格・エネルギー価格高騰に直面している交通事業者に対し、電気料金等の高騰分や安定的な運行に要する費用の一部を支援する。	(目的・理由) 交通事業者を支援することにより、県内交通の安定的な運行体制の確保を図る。 (根拠) 地域連携・交通部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム 地域住民にとって必要不可欠な生活交通ネットワークの維持・確保を図る。	交通政策課	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費

(記載要領)

(1)この資料は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対して1,000万円以上の補助金等の交付が見込まれるものについて、補助事業者ごとに記載する。(但し、法令により補助事業等の係る費用の全部又は一部を県が負担しなければならないものは除く。)

(2)番号:通し番号とする。

(3)交付の目的、根拠及び理由:目的、法令(条例・規則を含む)・補助金交付要綱名、理由を記載し、なぜ当該事業が該当するかを記載する。

(4)公益性の判断及び理由:公益性の判断は、例えば公的関与の判断基準等により、当該事業が広く公益性を有している事業であるか説明する。

(参考:公的関与の判断基準)

- ①公共財、②外部(不)経済、③独占性、④市場の不完全、⑤ナショナル(シビル)ミニマム